

7 地域性在来緑化植物の供給体制モデルの検討

7.1 需給に関する情報の発信等に関する検討

7.1.1 必要な需要・供給情報内容の整理

(1) 必要な需要・供給情報の抽出

必要な需要・供給情報内容の整理では、地域性在来緑化植物を用いた緑化に係る計画・設計や工事を行う上で必要となる供給情報と、地域性在来緑化植物の安定的な供給を図るための生産に必要な需要・供給情報について抽出する。

1) 必要な供給情報の検討

供給情報は、地域性在来緑化植物を活用した緑化の計画・設計や工事を行う際に、生産者サイドから提供すべき情報となる。

このため、一般の緑化材料と同様に 緑化材料として最低限必要な生産情報が得られること、当該植物が地域性在来緑化植物として確認できることが求められる。

緑化材料として最低限必要な生産情報の整理

一般緑化植物（木本苗）に関しては、「建設物価」（財団法人建設物価調査会）等において、その生産情報が発信されており、この内容について表 7.1に整理する。

こうした情報は、地域性在来緑化植物を緑化材料として扱うために必要な情報として位置づけることができる。

表 7.1 一般植物に関する情報

	木本	草本
苗	☐ 種名 ☐ 形状（成木・苗・種子） ☐ 寸法（H（高さ） C（幹周） W（枝張り） B.N（株立数）） ☐ 標準価格（樹種・寸法・地域別） ☐ 調達難易度（豊富・普通・やや困難・困難・極めて困難） ☐ コンテナ径（コンテナで生産している場合）	☐ 種名 ☐ 形状（ポット・マット） ☐ 寸法（ポット径、マット（幅×長さ）） ☐ 標準価格（種・寸法・地域別）
種子	☐ 種名 ☐ 標準価格（樹種・寸法・地域別）	

地域性在来緑化植物であることを確認できる情報の整理

当該植物が地域性在来緑化植物であることが確認できる情報としては、上述の地域性在来緑化植物に必要な要件において整理した要件を踏まえて整理すると、以下のようになる。

【地域性在来緑化植物であることを確認できる情報】

☐ 生産している植物のもとになった種苗等の採取地

2) 必要な需要情報の検討

需要情報は、地域性在来緑化植物の安定的な生産等に寄与する情報であり、使用者サイドから提供すべき情報となる。また、この需要情報は、現状の一般樹木では発信されておらず、こうした要因により、現在において地域性在来緑化植物の生産が一部での取り組みとなっていることを踏まえると、その活性化を図る重要な要素として位置づけることができる。

このため、地域性在来緑化植物の円滑な生産を推進する上で重要と思われる情報を以下に抽出する。

【生産を円滑にするために必要な情報】

- ☐ 緑化地の位置
- ☐ 使用予定となる種苗の遺伝的特性（産地等）
- ☐ 使用予定の植物種名
- ☐ 使用予定となる植物の規格
- ☐ 使用予定となる緑化材料の形態（苗、種子等）
- ☐ 使用予定数量
- ☐ 必要時期

(2) 必要な需給情報の提供可能性及び必要性に係る検討

上記で整理された需給情報を対象として、情報開示等の視点に基づき需要者及び提供者からの提供可能性や提供可能な内容（範囲等）に係る検討を行う。

1) 供給情報に係る必要性の検討

供給情報においては、必要な供給情報として整理した内容については、既存での一般植物に関する情報を踏まえると、その情報発信は可能であると考えられる。また、使用者からみた供給情報の必要性について整理するため、その情報の必要性を基本計画、基本設計、実施設計の各段階に応じて表 7.2に整理する。

基本計画段階では、造成する緑化地のイメージ作りのため、供給可能な種、種苗等の採取地に関する情報が必要になる。また、実施可能性を検討する上で調達難易度（供給可能量）に関する情報や、事業のおおよその工期算定のため出荷予定時期の情報が必要である。

基本設計段階では、基本計画段階で必要な情報に加え、概算工事費を算出するため、形状や寸法、標準価格に関する情報が必要になる。

実施設計段階では、基本計画段階及び基本設計段階で必要な情報に加え、詳細設計や工事費積算のため、コンテナ径とそれに対応する価格が必要になる。

表 7.2 必要な供給情報の必要性

必要な供給情報	使用者からの必要性		
	基本計画	基本設計	実施設計
□種名	●	●	●
□形状		●	●
□寸法		●	●
□標準価格		●	●
□調達難易度（供給可能量）	●	●	●
□コンテナ径			●
□生産している植物のもとになった種苗等の採取地	●	●	●
□出荷予定時期	●	●	●

●：必要

2) 需要情報に係る提供可能性及び必要性の検討

需要情報については、地域性在来緑化植物の生産に要する時間を考慮すると、使用する時期の数年前（基本計画や基本設計の段階）において、その情報を発信しておくことが望ましい。

基本計画・基本設計時には、形成しようとする樹林や草原等に関しての方向性が示すことが一般的となるため、この時点では、例えば「○○林」構成種として何種かの植物種が併記されることや、寸法も成木・苗木・苗・種子といった大まかな情報にとどまることが想定される。

また、生産者が地域性在来緑化植物を生産するためには、緑化が行われる位置に加え、生産する植物種を決定するため使用種名、規格、数量、生産計画を立てるための必要時期に関する情報が必要である。

これらを考慮すると、概ね基本設計段階において、表 7.3に示す需要情報を発信することで生産活動が行えるものと考えられる。

表 7.3 必要な需要情報の提供可能性及び必要性

必要な需要情報	提供可能性			生産者からの必要性
	基本計画	基本設計	実施設計	
□緑化地の位置	可能	可能	可能	●
□使用予定となる種苗の遺伝的特性	場合によって可能	場合によって可能	場合によって可能	
□使用予定の植物種名	構成種のみ	構成種のみ	可能	●
□使用予定となる植物の規格	場合によって可能	場合によって可能	可能	●
□使用予定となる緑化材料の形状	場合によって可能	可能	可能	
□使用予定数量	場合によって可能	概ねの数量は可能	可能	●
□必要時期	場合によって可能	可能	可能	●

●：必要 ○：必須ではないがあれば望ましい

(3) 必要な需要・供給情報内容の整理

以上の検討を踏まえ、需要者及び供給者から発信する需給情報の必要性に係る水準と情報内容を表 7.4に整理する。

表 7.4 必要な需給情報の整理

	情報	必要性の水準	内容
供給情報	☐ 種名	高	種以下の分類群の種名・学名
	☐ 形状	高	成木・苗・種子の別
	☐ 寸法	高	出荷予定寸法
	☐ 標準価格	高	標準的な価格
	☐ 供給可能量	高	生産数量
	☐ コンテナ径	低	出荷予定寸法
	☐ 生産している植物のもとになった種苗等の採取地	高	市町村より下位スケールの採取地
	☐ 出荷予定時期	高	年度
需要情報	☐ 緑化地の位置	高	市町村又は市町村より下位スケールの位置
	☐ 使用予定となる種苗の遺伝的特性	低	種苗採取地等（●●流域産、●●地域産）
	☐ 使用予定の植物種名	高	調達希望種名・複数種併記
	☐ 使用予定となる植物の規格	高	調達希望規格
	☐ 使用予定となる緑化材料の形状	低	調達希望となる材料タイプ
	☐ 使用予定数量	高	使用予定となる本数や重量等
	☐ 必要時期	高	使用予定時期

7.1.2 必要な情報の収集方法の検討・整理

(1) 調査手法の検討・整理

地域性在来緑化植物の需要・供給情報は、需要者及び供給者にとって信頼できる情報であることが求められ、そのためには定期的かつ確実な情報収集が重要となる。

このため、需要者側及び供給者側が責任をもって情報収集を行うための調査主体について検討を行う。

また、必要な需要・供給情報を収集するための適切な調査方法について検討・整理する。

1) 調査主体に関する検討

地域性在来緑化植物の需給に関する情報を収集するために実施する調査の実施主体については、供給情報及び生産情報ごとに検討を行う。

供給情報に係る調査主体

供給情報に係る調査主体は、一般緑化材料に関する生産情報等の収集実績を有する緑化材料の生産・供給を行っている業界団体により実施することが望ましい。

主に、緑化材料の供給は、木本・草本ごとに異なることから、これらごとの調査主体について以下に示す。

需要情報に係る調査主体

需要情報に係る調査は、これまで類似調査がなされていないことに加え、様々な緑化事業者（国、都道府県、市町村）があり、さらに多様な分野（公園緑地、道路、港湾、砂防、農地、林業など）が対象となる。

さらに、使用する緑化材料によっては、その生産に数年必要となることに伴い、数年前から発信することが必要になる場合が想定され、公平性の観点から需要情報を取扱うことが求められる。

これらを考慮すると、利害関係が生じない第三者機関等であることが望ましいと考えられる。

2) 調査実施の方法

地域性在来緑化植物の需給に関する情報の収集方法は、上述の調査主体に応じて以下のとおり実施する。

供給情報に係る調査方法

供給情報に係る調査方法は、図 7.1に示すとおり、各調査主体が所属する生産者に対して共通の調査票を配布し、これを収集する。調査は、緑化材料の生産等を考慮して、年1回とする。

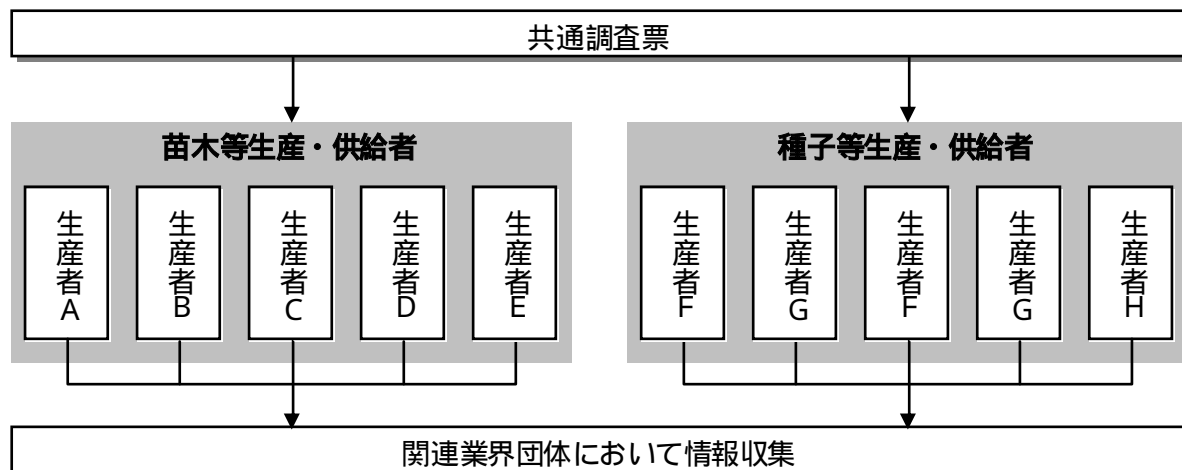


図 7.1 供給情報に係る調査方法

需要情報に係る調査方法

供給情報に係る調査方法は、図 7.2に示すとおり、第三者機関が国の機関、都道府県及び市町村の緑化担当部署に対して共通の調査票を配布し、これを収集する。調査は、各種計画・設計業務の進行を考慮して、年1回とする。

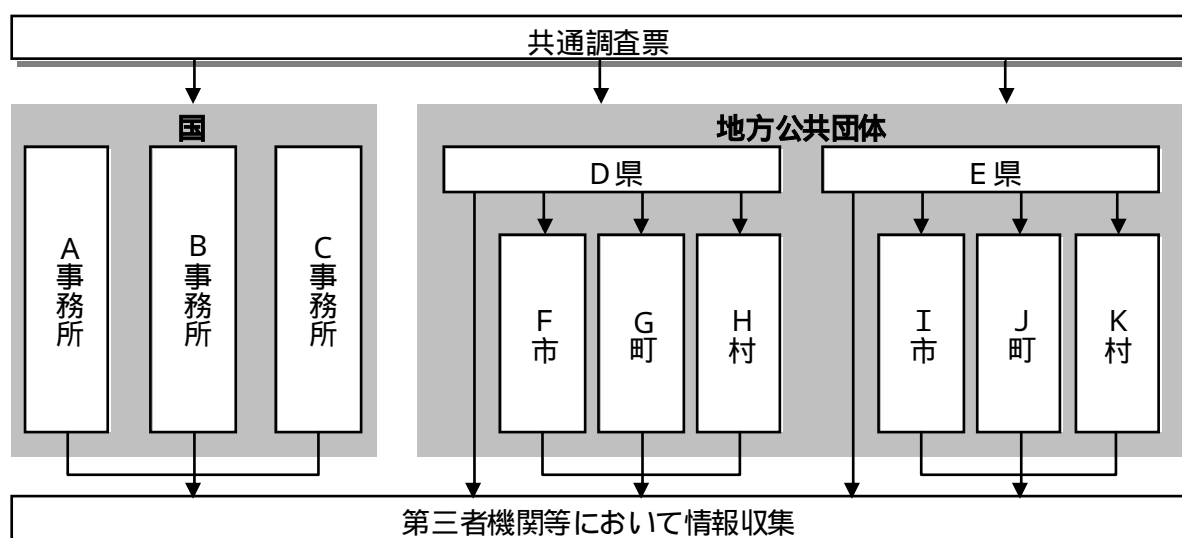


図 7.2 需要情報に係る調査方法

(2) 調査フォーマットの検討・作成

上記の必要な需要・供給情報内容や調査手法を踏まえ、効率的な調査実施のために必要となる調査実施要領及びこれに対応した調査票について、需要情報及び供給情報ごとに作成する。

1) 供給情報の調査フォーマットの検討・作成

上記を踏まえ、供給情報の調査フォーマットは、表 7.5の通りとする。なお、表 7.4において必要性の水準が「高」となるものは必須項目、「低」となるものは必要に応じて記載する項目とする。

表 7.5 需要情報の調査フォーマット

項目名	記載事項
■緑化地の位置	() 地域区分()
□使用予定となる種苗の遺伝的特性	産地()産
■使用予定の植物種名(学名については必要に応じて記載、具体的な種名が記載できない場合は、○林構成種など)	和名() 学名() その他(○○林構成種等)
□使用予定となる緑化材料の形状	(成木 ・ 苗 ・ 種子)
■使用予定となる植物の寸法(木本のみ)	高木・低木 樹高() 幹周() 葉張()
■使用予定数量	
■使用予定時期	平成 年度(上半期・下半期)
□その他特記すべき事項	

■：必須事項 □：必要に応じて記載する事項

2) 需要情報の調査フォーマットの検討・作成

地域性在来緑化植物の調達は、その供給可能性に左右されることが想定される、また、実際の工事実施の数年前に情報を発信する可能性があることを踏まえると、その段階では不確定要素を含んでいることが想定される。このため、需要情報は、植物種名に関して複数併記するとともに、寸法についても使用したい形態程度の情報となることが現実的である。

なお、表 7.4において必要性の水準が「高」となるものは必須項目、「低」となるものは必要に応じて記載する項目とする。

表 7.6 供給情報の調査フォーマット

項目名	記載事項
■生産者名及び住所（生産地所在地）	
■種名（学名は必要に応じて記載）	和名（ 学名（ ）
■形状	（ 成木 ・ 苗 ・ 種子 ）
■出荷予定寸法（木本のみ）	樹高（ 幹周（ 葉張（ 形状（ 単幹 ・ 株立 ）
□コンテナ径（木本苗のみ）	
■出荷予定数量	
■生産している植物のもとになった種苗等の採取地	地域区分名（ 都道府県 市区町村 （北緯： 東経： 採取地種別（自然林・母樹林・栽培地） 母樹の個体・群落特定（可・不可）
■出荷予定時期	平成 年度（上半期・下半期）
□その他特記すべき事項	

■：必須事項 □：必要に応じて記載する事項

標準価格に関しては、関連業界団体において表示することで対応する。

7.1.3 情報の公開・発信方策の検討

(1) 公開する情報の体系に係る検討・整理

需要者及び供給者にとっての利便性等に配慮して、必要な需要・供給情報内容を公開するための情報体系について図 7.3に整理する。

供給情報に関しては、各生産団体が主体となって収集した情報を、使用者にわかりやすい形態に加工して、関連業界団体ごとに情報発信することが望ましい。また、必要に応じて、第三者機関が情報を集約し、一元的に公開することも考えられる

需要情報に関しては、情報の収集と同様に、その公平性等を維持する観点から、第三者機関等において集計することが望ましい。

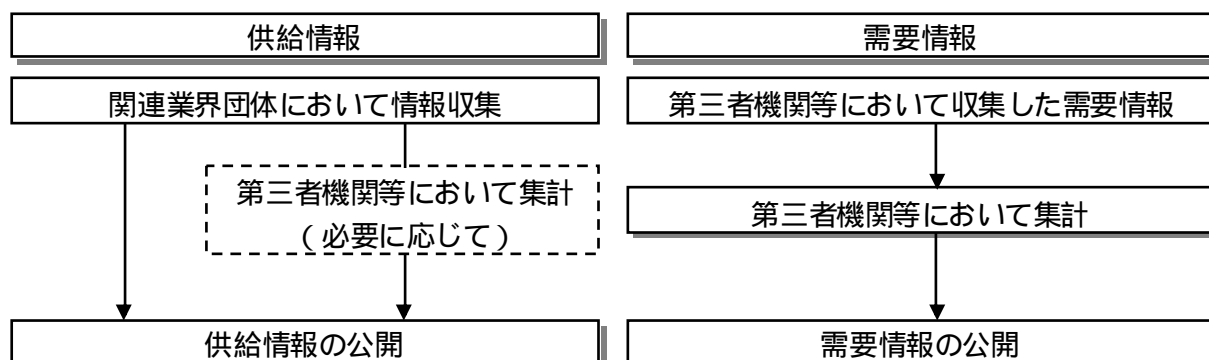


図 7.3 需給情報の公開の体系

(2) 公開する情報の検討

表 7.4を踏まえ、公開する需給情報の内容について、木本・草本ごとに整理する（表 7.7 参照）。

表 7.7 公開する情報

公開する情報		内容
供給情報	木本	種名（種以下の分類群の種名・学名）
		形状（成木・苗・種子の別）
		価格
		供給可能量
		生産している植物のもとになった種苗等の採取地（市町村又は市町村より下位スケールの採取地）
		出荷予定時期
	草本	種名（種以下の分類群の種名・学名）
		形状（苗・種子の別）
		供給可能量
		生産している植物のもとになった種苗等の採取地（市町村又は市町村より下位スケールの採取地）
		出荷予定時期
需要情報	木本	緑化地の位置（市町村より下位スケールの位置）
		使用予定となる種苗の遺伝的特性
		使用予定の植物種名
		必要時期
	草本	緑化地の位置（市町村又は市町村より下位スケールの位置）
		使用予定となる種苗の遺伝的特性
		使用予定の植物種名
		必要時期

(3) 情報公開手法の検討・整理

ここでは、収集した情報の編集期間や工事実施時期、草本・木本別の生産期間等を考慮して、当該年度に関する需要・供給情報の公開時期を検討・整理する。

また、上記の公開する情報の体系に基づき、インターネット等での公開や工事関連書籍での公開に関する方法を検討する。

特に、インターネット等での公開に関しては、情報管理者のもと定期的な情報更新や利便性を高めるための検索手法について検討を行う。

1) 需要・供給情報の公開時期の検討・整理

需要情報の公開時期等については、必要な緑化材料を適切に確保する観点から、草本・木本別の採種から出荷までの生産期間等を考慮して情報公開を行っていく必要があり、これを踏まえた最短の公開時期を表 7.8に整理する。また、公開時期から逆算した集計時期を同表に整理する。

また、供給情報に関しては、現状における在庫状況に基づき提供されるものであるため、毎年公開することが望ましい。

表 7.8 需要情報に係る公開時期（参考）

種別	形態	生産期間	公開時期	集計時期
草本	種子	1～2年	使用の2年前	使用の3年前
	苗	1～2年	使用の2年前	使用の3年前
木本	種子	1～2年	使用の2年前	使用の3年前
	苗木（1～2年生）	1～3年	使用の2～3年前	使用の3～4年前
	成木	5年以上	使用の5年前以上	使用の6年前以上

2) 公開に関する方法の検討

情報管理者の整理

供給情報及び需要情報の公開にあたっての情報は、その利便性の確保や円滑な運用の観点から一元的に管理することが望ましい。

特に、供給情報に関しては、今後、地域性由来緑化植物に係るラベリング、トレーサビリティシステム等を推進する中で、供給情報とトレーサビリティシステムを統合していくことが望ましい。

また、需要情報に関しては、その公平性を維持することが重要となる。このため、地域性由来緑化植物の需給情報に関しては、第三者機関による管理が望ましい。

3) 公開に関する方法の検討

公開方法の整理

地域性由来緑化植物の需給情報の公開に関して想定される方法とその特徴を表 7.9に整理する。

表 7.9 公開方法の整理

公開方法	特 徴
団体刊行物 （年報）	● 公共緑化樹木供給可能量調査で前例あり ● 詳細な情報を掲載可能 ● 配布先が限定的 ● 年1回の刊行
工事関連書籍 （定期刊）	● 公共緑化樹木価格情報で前例あり ● 限定された情報のみ掲載可能 ● 配布先が広い ● 月刊・季刊等の刊行
インターネット （Webサイト）	● 公共電子調達システム等で前例あり ● 詳細な情報を掲載可能 ● 即時性 ● 検索システムの実装等による利便性は高い ● トレーサビリティシステムとの併用が可能である

公開に関する方法の検討

公開する情報の体系を踏まえ、情報別の各公開方法に対する適性を表 7.10に整理する。

需要情報については、Webサイトを利用したインターネット等による情報公開が適すると考えられる。このWebサイトにおいては、「地域性在来緑化植物」の利用上、特に重要である事業実施予定地と必要な植物に関する情報が整理された検索・一覧表システムを実装することが望ましい。

供給情報に関しては、集計情報については工事関連書籍での公開に加え、需要情報と同様に検索・一覧表システムが実装されたWebサイトを利用したインターネット等による情報公開が望ましい。

表 7.10 公開に関する方法の検討

公開方法		需要情報		供給情報
団体刊行物 (年報)		● 需要の公開に適する ● 情報へのアクセスが比較的困難である		● 情報の変動が少ないため年報程度の刊行で機能を果たす ● 供給の詳細情報の公開は可能 ● 情報へのアクセスが比較的困難である
工事関連書籍 (定期刊)		● 詳細な情報の公開が不可能であるため適さない	○	● 情報へのアクセスが比較的容易である ● 供給の集計情報の公開に適する
インターネット (Webサイト)	○	● 情報へのアクセスが比較的容易 ● 需要の公開に適する	○	● 情報へのアクセスが比較的容易 ● 供給の詳細情報の公開に適する

インターネット等による情報公開に求められる機能の整理

インターネット等による情報公開する場合には、需要情報及び供給情報の多岐にわたる情報から、適切な情報を得るために必要な機能を表 7.11に整理する。

検索にあたっては、その利便性を考慮すると、種名検索、事業予定地（需要情報）・種苗等の採取地（供給）検索の2つの機能を確保することが望ましい。また、この2つの検索機能を組み合わせ、特定の種における需要・供給情報が確認できるような検索機能を確保することが望ましい。

表 7.11 インターネット等による情報公開に求められる機能の整理

情報種別	機 能	内 容
需要情報	一覧表	● 都道府県ごとの事業予定地 ● 都道府県ごと / 使用予定種ごと / 形状ごとの数量 ● 都道府県（案）ごと / 使用予定種ごと / 使用予定時期ごと / 形状ごとの数量
	検索	● 種名→使用予定種の使用予定時期と数量 ● 事業予定地→使用予定種の使用予定時期と数量
供給情報	一覧表	● 都道府県ごとの供給可能種と数量 ● 都道府県ごと / 供給可能種ごとの規格と数量 ● 都道府県ごと / 供給可能時期ごと / 供給可能種ごとの規格と数量
	検索	● 種名→供給可能種の供給可能時期と規格と数量 ● 種苗等の採取地→供給可能種の供給可能時期と規格と数量

4) 情報の提供システムのまとめ

これまでの検討を踏まえ、地域性在来緑化植物の需給情報の提供は、集計された需要・供給情報を、情報へのアクセスの簡便さ及び詳細な情報公開が可能という観点より、インターネット等を利用して提供することが望ましい（図 7.4参照）。

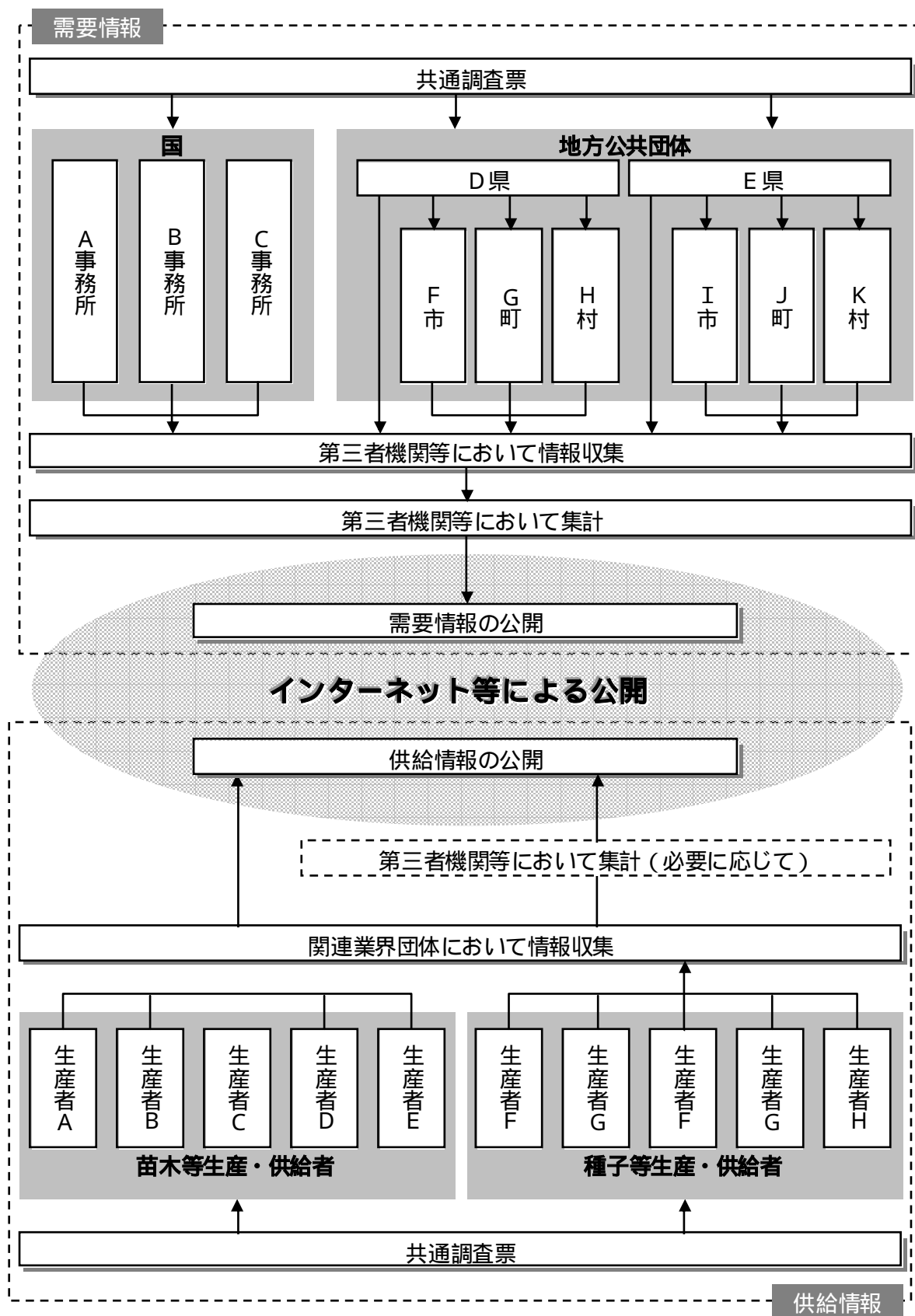


図 7.4 情報公開の概念図

7.2 ラベリング及びトレーサビリティシステムの検討

7.2.1 ラベリング・トレーサビリティシステムの基本的な考え方

(1) 緑化業界において既に行われている事例及び他業界において行われている事例の収集

緑化業界における先進的事例としての観点から、全国山林種苗協同組合連合会、兵庫県林業種苗協同組合の苗木生産におけるラベリング及びトレーサビリティ - の取り組み事例を整理する。

また、農産物の事例として、エンドユーザーの情報アクセス手法の観点から、全農京都における京都米トレーサビリティシステムの取り組み事例を以下に整理する。

表 7.12 事例一覧

事例名	トレーサビリティ	ラベリング
(1)全国山林種苗協同組合連合会		○
(2)兵庫県林業種苗協同組合	○	○
(3)全農京都	○	

1) 全国山林種苗協同組合連合会の事例

全国山林種苗協同組合連合会では、平成17年度より、広葉樹苗木の生産・流通段階において、その苗木の産地等の適正表示を促進することにより、より優良な広葉樹苗木を確保し、多様な森林整備と林産業の振興に資するための広葉樹苗木のトレーサビリティ(生産流通履歴情報把握)事業に着手している。

この背景としては、広葉樹苗木について苗木の素質として外観から判断できない産地、系統、耐悪性等の遺伝的性質の違いがあるにもかかわらず、これらに対応した配布区域や表示義務等の規制がないためである。

広葉樹苗木トレーサビリティ事業では、主に生産者の認定と出荷の際に広葉樹苗木表示票の添付の義務付けを行っている。以下にこれらの概要を整理する。

苗木生産者の認定

この事業では広葉樹苗木生産者となる生産者を以下の要件に基づき認定している。また、認定を希望する者は、広葉樹苗木の生産のための種穂採取及び育成の場所を申請書に記載することになっている。

平成18年8月時点での認定登録者数は18県113名で、生産本数はおおよそ260万本、常緑広葉樹5樹種・7万本、落葉広葉樹37樹種・253万本となっている。

表 7.13 苗木生産者の認定要件

要 件	
ア	林業種苗法に基づく生産事業者であること。
イ	対象広葉樹苗木を計画的に生産出荷していること。
ウ	対象広葉樹樹種を配布する際において、本実施要領で定める事項の表示を行うことについて誓約していること。
エ	その他事業実施主体が定める基準を満たしていること。

広葉樹苗木表示票（ラベリング）

認定苗木生産者は、広葉樹苗木表示票を苗木出荷に際して添付することを義務付けられる。広葉樹苗木の出荷先は、事業の主旨に示すように原則として生活環境保全林整備事業など林野事業向けに森林組合等へ出荷されている。

広葉樹苗木表示票への記載事項を以下に示す。

表 7.14 広葉樹苗木表示票の記載事項

記載事項		備 考
苗木の樹種		
苗 齢		年生
苗木の数量		本数
生産者氏名		
住 所		
種穂の採取場所		
指定採種源である場合	種別	特別・普通・有種のいずれか
	指定番号	
認定生産者の識別検印		全苗連印
その他の特記事項	所属団体名	

2) 兵庫県林業種苗協同組合：郷土の広葉樹トレーサビリティ実施手順の事例

兵庫県林業種苗組合では、兵庫県が種の多様性の確保と県内産広葉樹自給率100パーセントを目指して取り組んでいる「郷土の広葉樹確保対策事業」の一環として、県内の優良な母樹から種子を採取して、その種子を県内生産者に配布し、素性の明らかな苗木を養成する事業に着手している。

この事業では、使用する苗木が郷土の広葉樹苗木であるということを使用者が信頼できるようにするため「郷土の広葉樹トレーサビリティ実施手順」を制定した。広葉樹トレーサビリティ実施手順のポイントは以下の通りである。

表 7.15 広葉樹トレーサビリティ実施手順

事 項	内 容
(1)種子の採種、確保	● 組合は、組合員の生産希望を取りまとめ、組合員等の協力を得て種子を採取し確保する。なお、組合員自らが採取し確保する場合は、組合に採取源の確認を求め、[樹種] [採取源 (母樹番号)] [採取時期] [配布時期] 等を記載した「種子証明書」を取得しなければならない。
(2)種子の管理 (貯蔵) ・配布	● 種子は、原則として組合で一元管理するものとし、組合員の配布要請に応じて「種子証明書」を添付し、配布する。 ● 組合は、広葉樹苗木の需給計画 (兵庫県優良苗木需給調整計画) に基づき、残苗が発生しない範囲において、組合が希望する播種量を調整する。
(3)苗木の生産販売	● 組合員は、生産した苗木を販売した場合において、必要に応じて、[樹種] [本数] [生産者] 等を記載した「苗木証明書」を組合に請求できる。
(4)表示及び確認調査	● 組合から郷土広葉樹の種子の供給、または郷土広葉樹の種子であることの証明を受けた種子を用いて、広葉樹苗木を生産しようとする組合員は、養成する苗木の [樹種] [種子の産地] [播種量] 等を記載した標札 (表 7.16) を掲げる。 ● 組合員は、出荷するときには、[樹種] [採種地] [生産者] [出荷本数] 等の生産履歴が確認できる事項を明示した出荷票等を添付する。

表 7.16 標札の記載事項

事項名	備 考
樹種名	
種子源	種子の産地
苗圃所在地	
養成者氏名	
播種面積	
播種量	
播種年月日	
発芽処理の有無	
得苗予定数	
確認者	

3) 京都米トレーサビリティシステムの事例

全農京都では、「消費者の安心・信頼の確保」のため、平成15年3月に公表された「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」や、その後策定された品目別のガイドライン等に基づき、京都米トレーサビリティシステムを実施している。

米の場合は、生産者と商品が一对一对応ではなく、複数生産者から集荷したものを混合して販売する共選共販であるため、トレーサビリティを適用する場合は、混合する前の段階の生産履歴がきちんととられていることと、誰がいつ出荷したものを混ぜたのかということを明確にする必要がある。このような背景を踏まえ、本トレーサビリティシステムでは、履歴収集の体制構築と、混合保管処理段階での記録の採り方を、生産者団体レベルで規定することにより実現した。また、精米の段階で、識別IDが振り当てられ、消費者はインターネットを利用して、製品の平均的な履歴を参照することが可能なシステムとなっている。

トレーサビリティの内容・範囲

全農京都が提供するトレーサビリティ情報は、生産段階での履歴情報と、卸の出荷までの流通履歴情報である。流通履歴情報は、全農京都から卸に向けて出荷した米と、卸が販売店に向けて出荷する米が同一のものであることを証明することを目的としている。

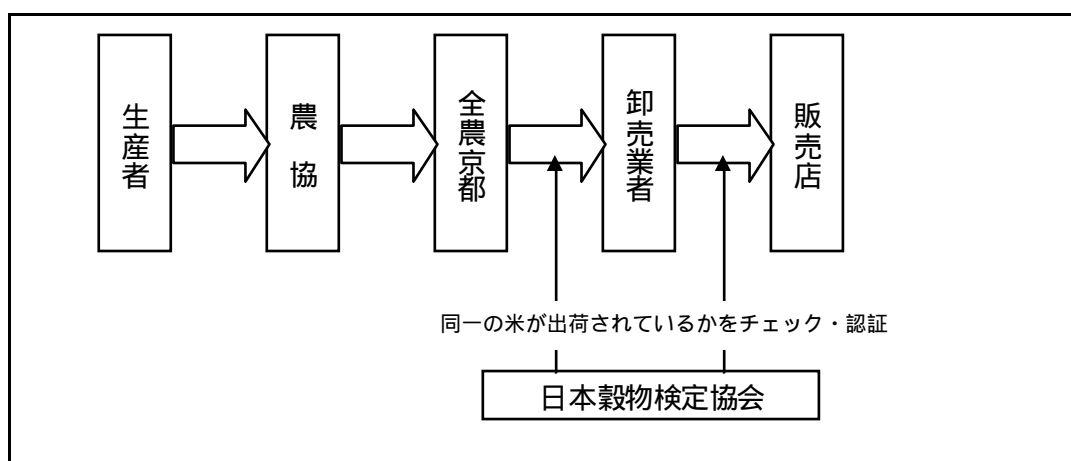


図 7.5 米の一般的な流通経路

識別子・識別単位・ロットの形成等のルール

全農京都で集荷している米については、各農協が生産者の栽培履歴を収集しており、これらは生産者番号により識別され、生産者の様々な記録を保管するデータベースに蓄積されている。次にこれらの米は、卸へ出荷され、販売するロットの米を適時精米し、小売店等へ出荷する。従って、識別を行う際には、商品パッケージがいつ精米されたか遡り、そのロットに含まれた原料の栽培履歴が参照できる必要がある。

商品・ロットを特定する識別子は、商品名または商品ナンバー（数字13桁）と、精米年月日の組み合わせから構成される。

生産者が記録する生産履歴は、圃場単位ではなく、田植えや施肥、農薬散布等の作業からなる栽培方法ごとに識別する。

ロットは、市町村単位または原料米の種類で形成され、複数の生産者分及び複数の栽培履歴がロットの形成単位となり、開示する情報は平均値を提示することとしている。

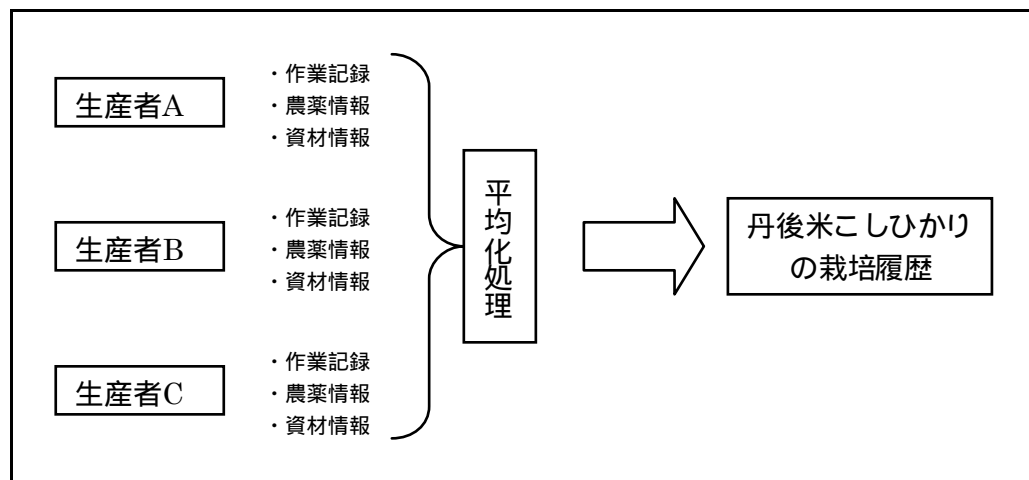


図 7.6 履歴情報の平均化のイメージ

情報の公開

情報の公開方式はWebで、全農京都のトップページ以降、米・野菜・茶についてトレーサビリティ情報の公開機能を持っている。また、対象商品には、栽培履歴開示のマークが付され、精米年月日と商品ナンバーで履歴にアクセス可能となっている。

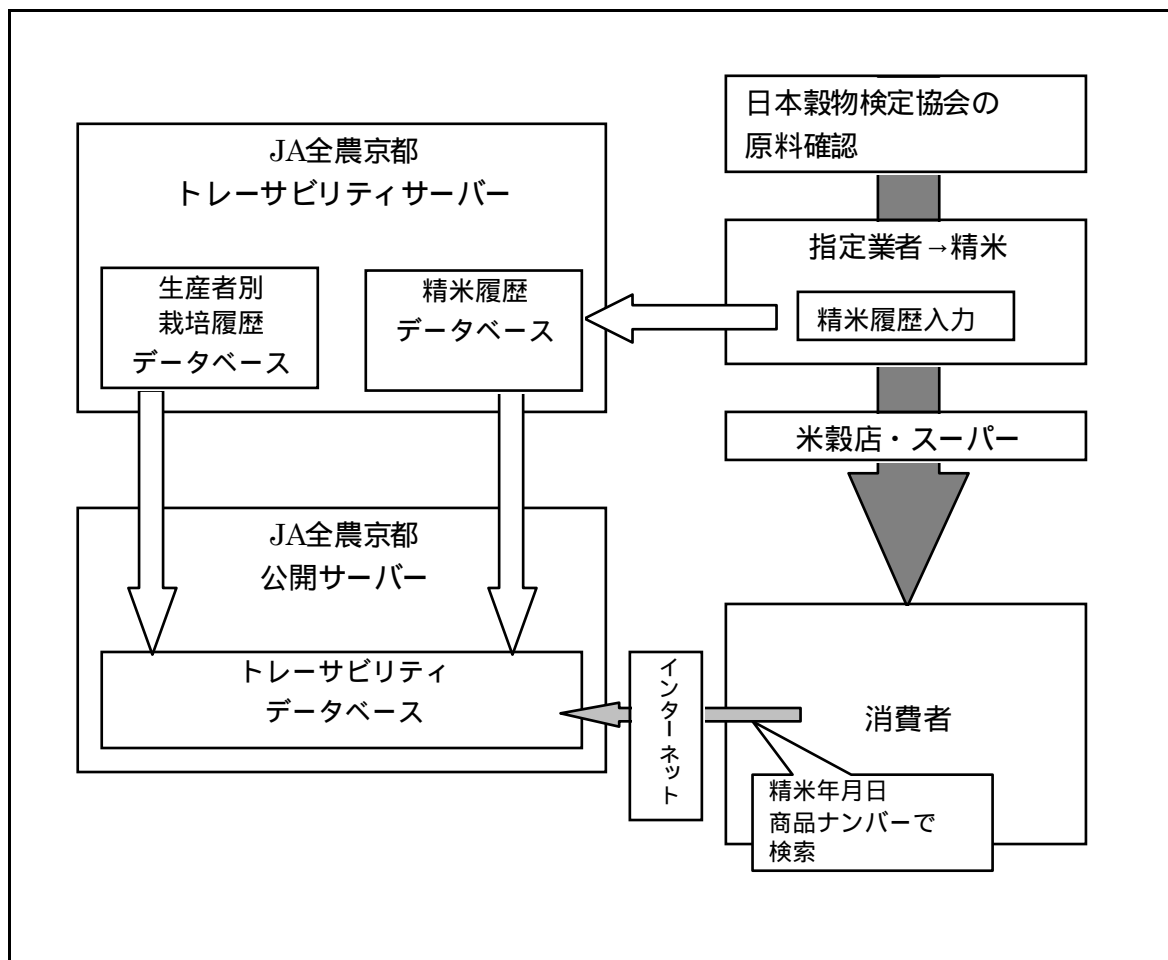


図 7.7 基本的な概念図

4) 事例のまとめ

上記の事例から、地域性在来緑化植物のラベリング及びトレーサビリティを実施するためのポイントとなる事項を以下に整理する。

第三者機関による生産者の認定

ラベリング及びトレーサビリティシステムにおいては、種苗の採取から生産、出荷に至るまでの一連の手順を保証されることが求められる。

しかしながら、この保証にあたって、個々の製品に対する検査を行うことはコスト面から現実的ではなく、上述の事例（全国山林種苗協同組合連合会）にもあるように生産に関わる一連の手順やその意義を理解した生産者を認定することで、ラベリング及びトレーサビリティのシステム自体を保証することが適切であると考えられる。

また、この認定にあたっては、認定対象となる生産者が、全国規模に分布していることに加え、複数の業界団体に属していることが想定されるため、認定の主体は、その公平性等の観点から利害関係を持たない第三者機関であることが望ましいと考えられる。

個体識別方法の整備

生産物の個体識別は、生産履歴を確認する上での基礎的な要件であり、全国山林種苗協同組合連合会、兵庫県林業種苗組合の事例で取り組まれている。

生産物の個体識別方法は、全国山林種苗協同組合連合会においては広葉樹苗木表示票として、兵庫県林業種苗組合においては種子証明書、苗木証明書、生産圃場標札、全農京都では精米年月日と商品ナンバーの記されたシールによって行われている。

地域性在来緑化植物に係る生産履歴の確認においても、個体識別できることが前提となるため、同様な個体識別方法を、緑化植物の流通に即して整備することが求められる。

インターネットの活用

全農京都の事例では、生産履歴へのアクセスにインターネットが利用されている。これは不特定多数の消費者を対象にする場合の利便性を考慮したものである。

地域性在来緑化植物のラベリング及びトレーサビリティを検討する上では、対象となる生産者と利用者が全国に及ぶことが想定されるため、インターネットを活用して、生産履歴を確認できるようにすることが適切であると考えられる。

また、情報開示のための経費が最小となる手法としても、インターネットの活用が有利である。

(2) ラベリング及びトレーサビリティシステムの意義

地域性在来緑化植物に係るラベリング・トレーサビリティシステムは、供給される緑化材料が地域性在来緑化植物であることを消費者（緑化事業者）保護の観点から保証するものであると同時に、適切に地域性在来緑化植物を生産している生産者の活動を保護するものである。

(3) システムの基本的な考え方

生産・供給される緑化材料を地域性在来緑化植物として個々に認定することは、現実的に不可能であると考えられる。このため、ラベリング・トレーサビリティシステム展開の前提として、地域性在来緑化植物に関する一定の生産技術と倫理観を有する適切な生産者の認定が必要である。

地域性在来緑化植物の出荷時には、当該緑化材料が地域性在来緑化植物であることを証明するとともに、生産履歴を確認するためのＩＤ等が表記されているラベリングにより出荷を行う。

さらに、ラベリングと連動し、出荷・納入される地域性在来緑化植物に係る生産履歴をトレーサビリティシステムによる確認が行えるようにする。

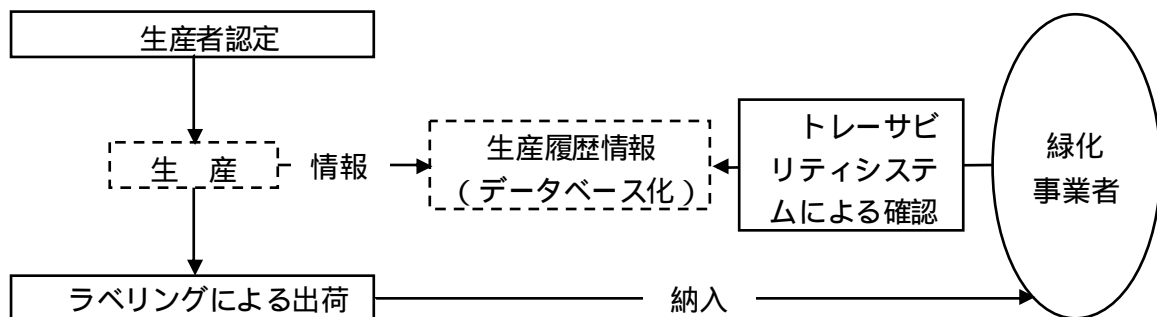


図 7.8 ラベリング・トレーサビリティシステムの基本的な考え方

7.2.2 ラベリング・トレーサビリティシステムの検討

(1) 生産者認定に係る検討

地域性在来緑化植物のラベリング・トレーサビリティシステムでは、生産者に対して緑化植物生産における一定の水準以上の技術が求められると同時に、生物多様性保全等に関する知識・経験が求められる。

このため、生産者認定にあたっては、まず、生産者が地域性在来緑化植物生産に係る生産計画を作成し、生産者認定機関が生産計画に基づき適切な生産技術を有しているか等の適正に係る審査を行うことにより認定する。

また、認定に伴い、生物多様性保全等に関する基礎的知識の習得や、地域性在来緑化植物供給におけるラベリング及びトレーサビリティシステムの仕組み、信用維持に向けた倫理観の養成等に関する研修を行う必要がある。

さらに、認定された生産者に関しては、今後の地域性在来緑化植物利用の活性化等を図る上で、その生産者情報をデータベース化し、一般に公開することが望ましい。

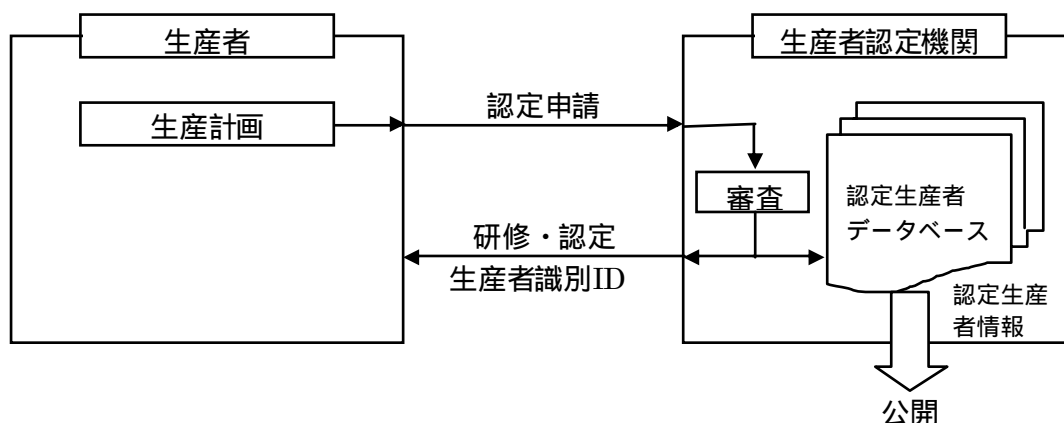


図 7.9 生産者認定のフロー

1) 生産者認定の審査

生産者認定にあたっては、地域性在来緑化植物を適切に生産できる技術等や、生産のもととなる種苗等の適正について審査する必要がある、そのために必要な項目及び審査基準を表 7.17 に整理する。

表 7.17 生産者認定審査の事項

項 目	内 容	審査の基準	備 考
生産場所	- 生産圃場 - 生産施設	- 安定した生産の可能性 - 他植物の混入可能性 - 病害虫の混入可能性	流通範囲を同一系統自生地な同一市町村内とする場合には、ハウス、温室等閉鎖系生産施設を有することが望ましい。
生産体制	専任技術者	植物生産に関する知識・経験・実績	
生産計画	生産計画書	- 生産予定種 - 採種地予定地	
	品質管理計画書	- 採種地情報管理 - 病虫害防除計画	

2) 生産者認定時の研修

地域性在来緑化植物を生産する生産者には、生物多様性保全に関する基礎的知識を有していることに加え、ラベリング・トレーサビリティシステムを円滑に運用していくための仕組みについて理解しておく必要がある。

また、このラベリング・トレーサビリティシステムは、個々の生産者の高い倫理観によって成立するものである。

これらを考慮して、生産者認定時において実施することが望ましい研修内容を表 7.18に整理する。

表 7.18 生産者認定時の研修内容

項 目	内 容
生物多様性保全に係る基礎知識	生物多様性保全に係る基礎的事項 生物多様性保全における地域性在来緑化植物の位置づけ
地域性在来緑化植物供給におけるラベリング及びトレーサビリティシステムの仕組み	ラベリング・トレーサビリティシステムの概要 ラベリングシステムの具体的手法 トレーサビリティシステムの具体的内容
倫理	技術者倫理

3) 生産者識別IDの付与

地域性在来緑化植物のラベリング・トレーサビリティシステムでは、生産者からの情報がすべての関連情報となるため、生産者を識別するためのIDが必要となり、生産者認定時に付与することが望ましい。

地域性在来緑化植物の流通は、その基本が都道府県であるため、県別に生産者を識別することが望ましく、JIS X0401で規定された都道府県コードを利用し、以下の通し番号とすることが適切である。

なお、複数の都道府県にまたがって生産圃場を持つ生産者の場合は、認定を受ける生産者の本拠地とする。

表 7.19 生産者識別ID

項 目	内 容	IDコード体系
都道府県	都道府県コード	数字2桁 (JIS X0401)
通し番号	認定順	数字4桁
桁数計		数字6桁
最大数		都道府県毎に9999生産者

4) 認定生産者データベースの作成

認定生産者データベースは、地域性在来緑化植物の生産者として認定された生産者情報を管理するデータベースであり、地域性在来緑化植物の生産・購入を発注する際の基礎的情報等となり、地域性在来緑化植物生産を活性化するものとなる。

これらを踏まえ、データベースとして登録することが望ましい情報を表 7.20に示す。

表 7.20 望ましい登録情報

情 報	内 容
生産者ID	認定生産者情報を登録した際に発行される生産者ID
生産者名	生産業者名、代表者、担当者
住所	生産業者の所在地
連絡先	電話番号、ファックス番号、メールアドレス
URL	ホームページがある場合
生産地	生産圃場等の所在地
生産種	生産計画で申請している地域性在来緑化植物種名

(2) ラベリングの検討

地域性在来緑化植物のラベリングは、出荷・納入される緑化材料が地域性在来緑化植物であることを認定するとともに、各緑化材料の個体識別ができるようにすることで、詳細な生産履歴に関する情報を確認することを可能にするものである。

ラベリングの実施にあたっては、ある程度の供給可能数量の見通しが立った時点（例えば木本苗であれば発芽時など）で、生産している植物を植物認定機関に登録するとともに、個体識別ID及び登録票を取得する。

また、登録時において申請された地域性在来緑化植物の生産に係る情報をデータベース化し、必要に応じて閲覧できるようにすることが望ましい。

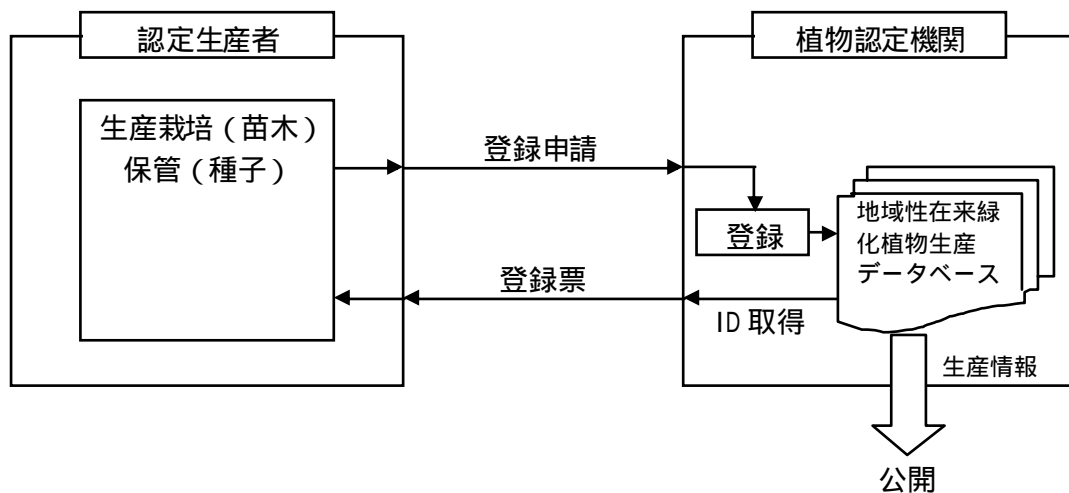


図 7.10 ラベリングのフロー

1) 生産植物の登録に係る検討

地域性在来緑化植物のラベリングは、納入される緑化材料が地域性在来緑化植物であることを証明するものである。このため、認定生産者により生産されていることがわかることに加え、生産する地域性在来緑化植物の遺伝的な背景を確認できることが求められる。

一方、登録にあたり申請する情報は、以降の個体識別を行うための基礎的情報であることが求められるとともに、これらの登録情報について公表することを前提とすると、生産初期における供給情報としての役割もある。

したがって、生産植物の登録にあたっては、将来において供給可能な数量の見通しが立った時点で実施するとともに、登録情報として以下に示す情報を提供することが望ましい。

表 7.21 生産植物の登録に必要な情報

項目名	内 容	地域性在来 緑化植物と しての証明 に必要な情 報	遺伝的な背 景の確認に 必要な情報	個体識別の ための基礎 的情報	供給情報
登録生産者	生産者ID	●		●	
生産場所	生産圃場の位置			●	
種名	和名・学名			●	●
母樹群情報	母樹群の位置		●		●
採取年月日	採取年月日			●	
生産履歴	植付（播種）年月日				●
出荷予定時期	出荷予定時期				●

2) 個体識別IDの検討

個体識別IDは、表 7.21に示す登録情報の中の「個体識別のための基礎的情報」に該当する情報に基づき付与する。この個体識別IDのコード体系を以下に示す。

表 7.22 個体識別ID

項目名	内 容	IDコード体系
生産者	生産者ID(表 7.19)	数字2桁 + 数字4桁
種名コード	種毎にコード化	数字4桁
採取年月	採取年月	数字4桁（西暦） + 数字2桁（月）
通し番号		数字6桁
桁数計		数字22桁
最大数		生産者毎/種毎/採取年月毎に999,999本

3) 登録票の検討

登録票は、個体識別IDの取得とあわせ、これを専用ラベル等に印刷されたものを認定生産者に配布する。

登録票の材質については、表 7.23に示すものが想定されるが、近年技術開発が進んでいるため、実施時において、耐久性やコストなどを考慮して再検討を行うことが望ましい。

表 7.23 登録票の検討

材 質	特 徴
樹脂製テープ	● 印刷、取付けも容易で安価である ● インクの耐候性が少ないため、数年毎に取替えの必要がある
ICタグ	● RFID（無線識別）技術により、管理が簡便である ● 近年、金属製の IC タグが開発され耐候性もある ● IC チップや関連機材が現在は高価である

(3) トレーサビリティシステムの検討

地域性在来緑化植物のトレーサビリティシステムは、当該地域性在来緑化植物の生産に係る多様な情報を確認できると同時に、これらの情報について公表することを前提とすると、地域性在来緑化植物の供給情報としての役割を担うことが望ましい。

トレーサビリティシステムについては、ラベリング時に付与される個体識別IDにより生産植物の生産のもととなった種苗等の採取から栽培の履歴などの詳細な情報を確認できるようにする。

このトレーサビリティシステムの構築にあたっては、ラベリング時に登録した生産初期の基礎的情報に加え、認定生産者がその後の栽培履歴を情報登録するとともに、出荷した際には、各個体に応じた出荷情報をデータベースに登録する。また、使用者は、納入された緑化材料に付与されるIDにより、登録されている各種情報を参照できるようにすることが望ましい。

さらに、認定生産者が当該植物を出荷する際に、出荷情報を入力することで、地域性在来緑化植物生産データベースが供給情報として機能するようにすることが望ましい。

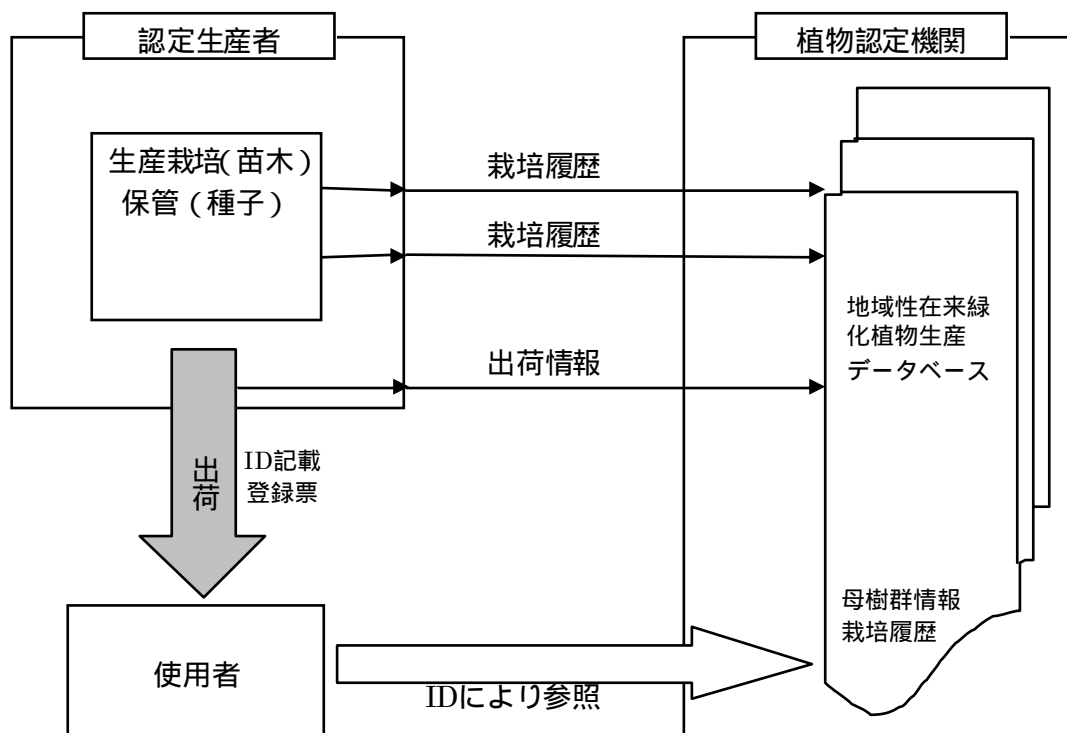


図 7.11 トレーサビリティシステムのフロー

1) 栽培履歴情報の検討

緑化材料としての適切な生産等が行われているかなどを確認できるように、生産者は以下に示す栽培履歴情報をデータベースに追加する。

表 7.24 栽培履歴情報

項 目	内 容
病害防除	● 病害名 ● 防除年月日 ● 防除方法（使用農薬名・散布量）
虫害防除	● 虫害名 ● 防除年月日 ● 防除方法（使用農薬名・散布量）
生産地変更	● 移動先の生産圃場の位置 ● 変更年月日
生産者変更 （生産者間流通）	● 新しい生産者 ID ● 変更年月日

2) 出荷情報の検討

生産している地域性在来緑化植物が出荷された段階で、認定生産者は各個体に対応して以下の出荷情報をデータベースに登録する。この出荷情報の登録は、地域性在来緑化植物の供給可能量をタイムリーに提供できるとともに、今後の需要予測を行う上での基礎的資料として役立つことが期待できるものである。

表 7.25 出荷情報

項 目	内 容
出荷情報	● 出荷時寸法 ● 出荷先 ● 出荷年月日

(4) システムの全体像

生産者認定、ラベリング、トレーサビリティシステムからなる地域性在来緑化植物ラベリング・トレーサビリティシステムの全体の体系を図 7.12に整理する。

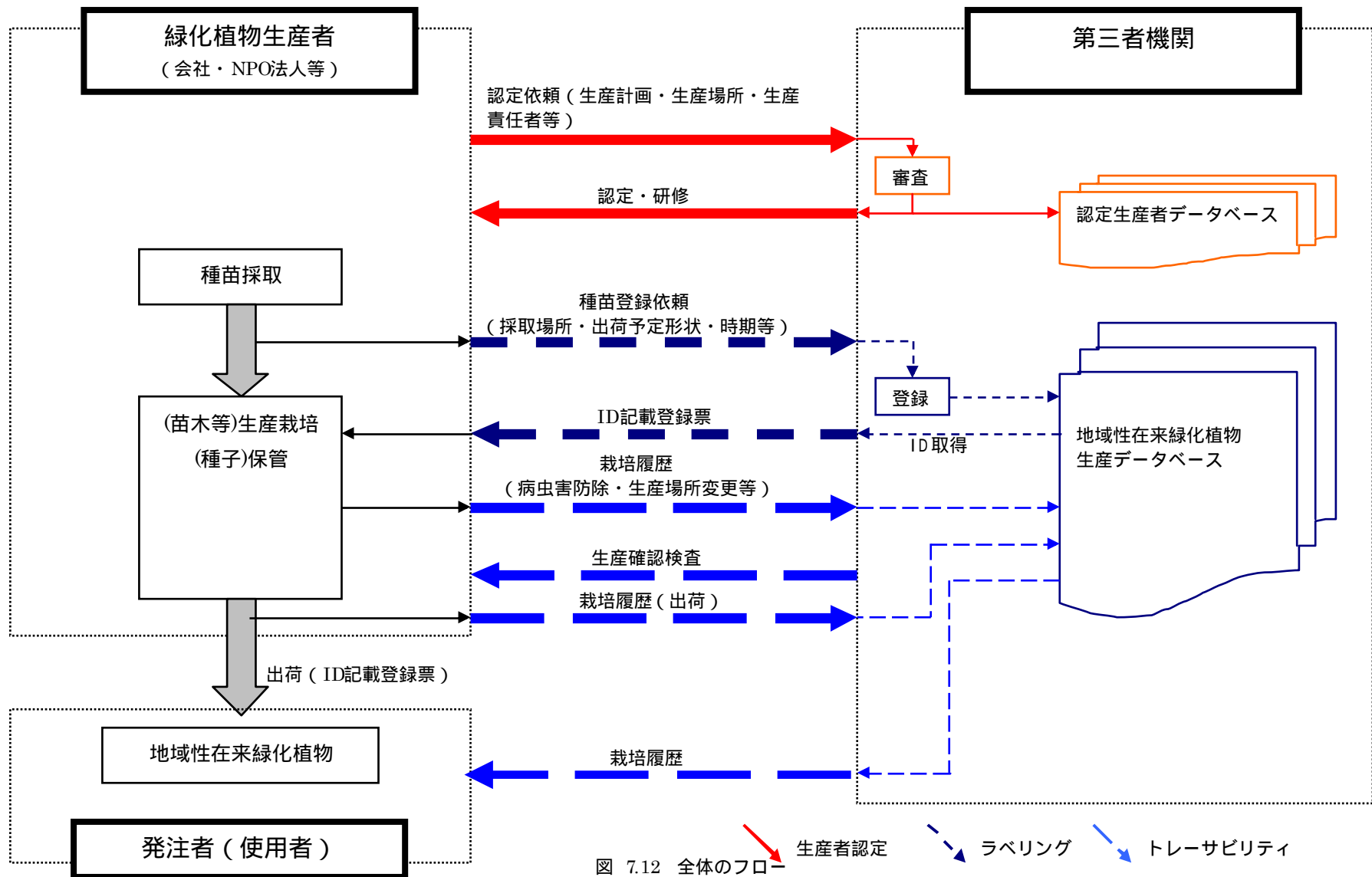


図 7.12 全体のフロー

7.3 地域性在来緑化植物の品質・寸法規格化に係る検討

7.3.1 地域性在来緑化植物の品質・寸法規格化の考え方

(1) 品質・寸法規格基準(案)の位置づけ

公共緑化樹木等品質寸法規格基準(案)は、『本基準は、都市緑化のための公共用緑化樹木のうち、必要最低限の樹種について、その品質寸法規格基準を定め、もって各種公共施設緑化事業のより適切な執行の推進に資そうとするものである。

本基準は、品質と寸法の規格から構成され、対象となる樹木は両者に適合しなければならない。

また、本基準は公共施設等の緑化にあたって、本樹種を使用する場合の一つの基準を示したものであるが、地域あるいは造成計画上の特性等による他の樹種の使用、あるいは本寸法規格以外の使用を妨げるものではない。』(昭和55年12月10日、建設省都緑対発第8号)とされている。

地域性在来緑化植物に係る品質・寸法規格基準(案)についてもこれに準ずることとする。

(2) 品質・寸法規格基準(案)の役割

緑化工事の材料としての地域性在来緑化植物は、生物材料であることから、他の工事材料のように厳密かつ統一的に定めることは困難である。しかし、公共施設等の緑化において設計、施工監理の明確化および良質の材料供給など工事の質を一定水準に保つためには、一定の範囲で規格化を図り、基本的な共通認識のもとで事業の推進を図ることが必要である。

このため、地域性在来緑化植物が緑化材料としての必要な品質(樹姿、樹勢など)に加え、その利用性を高めるための標準的な寸法(高さなど)を記載することにより、生産者・設計者・施工者・発注者が共通認識のもとで利用の推進を図ることが大切である。

また、こうした地域性在来緑化植物の品質・寸法を設定することにより、需要と供給に係る情報の提供が相互の共通認識のもとで可能となるものである。

7.3.2 現状の問題点把握

一般的な緑化植物の主要な樹種等は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」に基づき生産・供給・使用されている。また、地域性在来緑化植物の生産は、まだ一部での取り組みとなっており、その生産技術や生産体制が十分に確立しているとはいえない状況にある。

こうしたことを前提とし、地域性在来緑化植物の関する品質・寸法規格化の検討にあたっては、独自規格とする場合と、公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）に準拠した規格とする場合の2つの方向性が考えられる。

これら2つの方向性に対するメリット・デメリットを以下に整理する。

表 7.26 品質・寸法規格化に係る現状の問題点

品質・寸法規格化の方向性	メリット	デメリット
独自規格	● 地域性在来緑化植物の特性に対して最大限配慮した規格の設定が可能となる。	● 同じ植物でも一般植物と地域性在来緑化植物で異なる規格が存在する可能性があり、混乱を招きやすい。 ● また、同じ植物で規格が異なる場合、例えば、地域性在来緑化植物として生産したものが、一般樹木として利用できなくなってしまう可能性がある。
公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）に準拠した規格	● 同じ植物同士で同一規格となることから、生産現場等や使用現場（特に設計時）において混乱が生じにくく、また受け入れられやすい。	● 生物の個体差を無視した画一的な生産となる可能性がある。

7.3.3 品質・寸法規格の検討・整理

地域性在来緑化植物の品質・寸法規格化の望ましい方向に係る検討を行う。

(1) 「苗・成木」の品質規格化に係る検討

「苗・成木」に関しては、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」により、緑化材料に求められる品質や寸法規格が設定されている。

「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」は、その目的にもあるように、緑化に係る設計、施工監理の明確化及び良質の材料供給など工事の質を一定水準に保つための規格基準を設定しているものであり、緑化の実施にあたっては、地域性在来緑化植物であっても同様の基準を満たすことが望ましいといえる。

このため、「苗・成木」に係る品質・寸法規格に関しては、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」に準じたものとするのが望ましい。

(2) 「種子」の品質規格化に係る検討

「種子」に関しては、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の中で規定されていないため、飼料作物等として流通する種子の品質に関して規定している「種苗法」に基づく「指定種苗制度」及び「飼料作物種子証明規程」（社団法人 日本草地畜産種子協会）を参考に、品質規格に関する内容を検討する必要がある。

「指定種苗制度」は、外観から品質の識別が困難である種苗について、適切な表示等を行うことにより、その識別を容易にし、流通の適正化を図ることを目的に設けられており、緑化用としても用いられる花き（32種）飼料作物及び芝草（24種）が「指定種苗」として指定されている。これら指定種苗については、種類や生産地、発芽率、数量等の表示が義務づけられている。

「飼料作物種子証明規程」は、飼料作物となる種子の購入者に対して種子の品質を明確にし、優良種子の生産・流通を促進することを目的に設けられている（現状において、緑化用に用いられるものに関しては対象外）。種苗会社が一般的に販売している種子は、この規程に定められる「証明種子」の格付け基準をベースにしており、基準としては種子の純度と発芽率により規定されている。

種子は、飼料用、緑化用にかかわらず同一業界から供給されている現状にあり、先行的に取り組まれている飼料用種子とは異なる規格を緑化用として設定することは、混乱等を招くなどの要因により好ましいとはいえない。このため、緑化用種子に関しては、飼料用種子の品質規格に準じて、「種子の純度」及び「発芽率」を設定することが望ましい。

また、寸法規格に関しては、「指定種苗制度」及び「飼料作物種子証明規程」において設定されていないことに加え、種子の大きさ等が緑化材料としての性能等に影響を及ぼすものではないと考えられるため、現時点では寸法の規格化については検討しない。

(3) 地域性在来緑化植物の品質・寸法規格検討項目の整理

「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」及び「飼料用作物種子証明規程」等を参考として、木本・草本、苗・種子の別に応じた品質・寸法規格化として検討が必要とされる項目を表 7.27に整理する。

表 7.27 品質・寸法規格(案)

種別	形態	品 質		寸 法
木本	苗・成木	【樹姿】 ☐ 樹形 ☐ 幹 ☐ 枝葉の配分 ☐ 枝葉の密度 ☐ 下枝の位置	【樹勢】 ☐ 生育 ☐ 根 ☐ 根鉢 ☐ 葉 ☐ 樹皮(肌) ☐ 枝 ☐ 病虫害	☐ 樹高(H) ☐ 幹周(C) ☐ 枝張又は葉張(W) ☐ 株立数(B・N)
	種子	☐ 種子の純度 ☐ 発芽率		-
草本	苗	☐ 形態 ☐ 花(草花類のみ) ☐ ほふく茎(シバ類のみ) ☐ 葉 ☐ 根 ☐ 病虫害 ☐ 雑草(シバ類のみ)		-
	種子	☐ 種子の純度 ☐ 発芽率		-

7.3.4 品質規格の望ましい方向

苗及び成木に関する品質規格は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」に準じて検討・設定することが望ましい。

また、種子に関しては、品質規格の項目が「種子の純度」及び「発芽率」となり、規格として数値化された表現が望ましいといえる。しかしながら、地域性在来緑化植物として供給される各植物の発芽率等が明確になっていないことや、その種子採取や貯蔵に係る技術が確立していない現状において、数値基準を設定することは困難といえる。また、種子を用いた緑化の多くは、法面緑化であることが想定され、その技術的指針となる「道路土工 のり面工・斜面安定工指針」との調整を図ることも重要である。

表 7.28 苗の品質規格（参考）

区分	項目	視点	
木本	樹姿	樹形(全形)	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
		幹（高木のみに適用）	幹が、樹種の特성에応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
		枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
		枝葉の密度	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
		下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。
	樹勢	生育	充実し、生氣ある状態で育っていること。
		根	根系の發達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範圍に細根が多く、乾燥していないこと。
		根鉢	樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻やコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど乾き過ぎていないこと根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
		葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。
		樹皮(肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
		枝	樹種の特성에応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
		病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。
草本(シバ類)	葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。	
	ほふく茎	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。	
	根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。	
	病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいらないこと。	
	雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等が混入したりしていないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。	
その他地被類	形態	植物の特성에応じた形態であること。	
	葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。	
	根	根系の發達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。	
	病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。	

7.3.5 寸法規格（案）

公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）に準じて、以下に対象植物ごとの寸法規格（案）を検討する。

(1) 寸法規格基準(案)の必要性

地域性在来緑化植物に関する寸法規格(案)は、各植物の特性等に応じた寸法(樹高等)を設定するものである。

こうした寸法を設定することは、以下のような利点があるため有効であると考えられ、特に市場性のある植物種については、その設定が重要となる。

- 一般的に市場に流通している植物ごとの寸法がわかることで、緑化に関する計画・設計を行いやすくなり、結果的に地域性在来緑化植物を使用した緑化が実現しやすくなる。
- 植物種ごとの寸法を設定することで、一般的に需要が見込まれる植物種ごとの大きさがわかるため、生産計画が立てやすくなる。
- 植物種ごとの寸法が設定されることにより、運搬コストや生産コストが明確になりやすく、価格に関する共有化が図れると同時に、積算が行いやすくなる。

(2) 寸法規格の望ましい方向

地域性在来緑化植物は、主に市場性の高い植物種を中心に寸法規格を設定することが望ましい。

なお、現状においては、一般緑化植物に関して「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」により寸法規格の基本構成(表 7.29参照)が設定され、運用されていることから、特に独自の規格として設定する必要性がなければ一般緑化樹木と同一の寸法規格の構成とすることが望ましい。

しかし、当面は、地域性在来緑化植物に関して、大径木の大量使用は想定されにくいとともに、現状の使用状況を見ると高木種は、樹高が50cm～1.0m程度のもの、低木種は樹高が30cm～50cm程度のものが多く使用されている。これらの規格においては、主に樹高のみの規格値で使用されている。

今後は、個々の種の生産データを収集・整理の上、具体的な規格を検討していくことが望ましい。

表 7.29 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)における寸法規格の基本構成(参考)

(単位: m)

高木	樹高(H)	0.50	1.00	1.50	2.00	2.50	3.00	3.50	4.00	4.50	5.00
		6.00	7.00								
	幹周(C)	0.10	0.12	0.15	0.18	0.21	0.25	0.30	0.40	0.50	0.60
		0.70	0.80								
	枝張(W)	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	1.20
		1.50	1.80	2.00	2.50	3.00	3.50	4.00			
低木	樹高(H)	0.10	0.15	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	1.00
		1.20	1.50	1.80							
	葉張(W)	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.50	0.60	0.70
		0.80	0.90	1.00							

注) 略号

樹高(H) = height 枝張[葉張](W) = width

幹周(C) = circle 株立数(B・N) = branch number or trunk number

表の見方: 例えば、樹高0.50mとして指定される寸法規格は、樹高0.50m以上1.00m未満に対応する寸法規格である。したがって、樹高0.80mで生産された苗木に関しては、樹高0.50mの寸法規格に対応するものとなる。